

郡山市燃料電池自動車用水素供給設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における水素利活用の推進及び水素社会の実現を図るとともに、環境負荷の低減を進めるため、燃料電池自動車に燃料を供給するための水素供給設備を導入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 水素供給設備 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備で、土地の上に定着しているものをいう。
- (3) 国補助金 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金交付要綱（平成25年5月15日付け20130426財資第1号）第3条の補助事業者が実施する燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業に係る補助金をいう。
- (4) 県補助金 福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金交付要綱第1条の補助金をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に商用として運用する水素供給設備を導入する者
- (2) 前号の水素供給設備について国補助金及び県補助金の交付決定を受けた者
- (3) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は補助事業等事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書（第3号様式）
- (2) 国補助金及び県補助金交付申請書一式の写し
- (3) 国補助金及び県補助金の交付決定の事実がわかる採択通知の写し（本補助金の申請時点で未決定の場合は決定後速やかに提出するものとする。）

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、当該事業に係る国補助金及び県補助金の実績報告書一式の写しとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、この事業に係る国補助金及び県補助金の規定による財産の制限の期間と同一の期間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助金の額
設計費	事業実施に必要な調査、測量又は設計に要する費用	補助対象経費から国補助金額及び県補助金額を除いた額以内で予算の範囲内で定める額（500万円を限度とする。）
設備機器費	受電設備、水素製造装置、水素輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等、事業実施に必要な設備機器に要する費用	
工事費	基礎工事、撤去工事、配管工事、据付工事、舗装工事、給排水工事、電気工事、照明設備工事、試運転調整等、事業実施に必要な工事等に要する費用	
諸経費	現場管理経費、工事負担金、各種申請等、事業実施に要するその他経費	